

## 特別児童扶養手当についてのお知らせ

### ■特別児童扶養手当はどのような制度ですか

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

### ■どのような方が手当を受けられるのですか

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方で、県が認定した方にこの手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- (1) 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- (2) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

### ■手当の額はどのくらいでしょうか

手当月額は次のとおりです。

○重度障害児の場合 1人につき52,500円

○中度障害児の場合 1人につき34,970円

※受給資格者および配偶者、扶養義務者の所得額によって支給の制限があり、限度額以上であるときは手当は支給されません。

### ■手当の支払い方法はどのようなになっていますか

手当は県の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日。11日が土日祝日の場合はその前日）の3回、支払月の前月までの分（11月は8月から11月分）が指定金融機関への口座振込により支払われます。

### ■手続きはどのようにしたらよいのですか

住所地の市町村に次の書類を添えて申請手続きを行ってください。

- (1) 請求者と児童の戸籍謄本（外国人の方は受給資格などに係る事実がわかるもの）
- (2) 児童の障害程度についての、所定の診断書  
（身体障害者手帳または愛護手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
- (3) その他必要書類

※詳細については、担当までお問合せください。

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：山崎

## 陸海空自衛官 第2回一般曹候補生（男女）採用試験のお知らせ

受付期間	令和3年7月1日(木)～9月6日(月)
試験日	1次：令和3年9月18日(土) 2次：令和3年10月14日(木)
資格年齢	18歳以上33歳未満 ※1
入隊時期	令和4年3月下旬～4月上旬 ※2

※1 細部については下記事務所にお問合せ下さい。

※2 入隊時期については、上記の他に設定する場合があります。

入隊先（陸・海・空自衛隊）により、時期が異なります。

【お問合せ】 むつ地域事務所 ☎0175-22-7484  
 むつ市金谷2丁目6-15 下北合同庁舎4F  
 ホームページ：<http://www.mod.go.jp/pco/aomori/>



お気軽に  
お問い合わせ下さい！

青森地本

検索

